

第6版

(令和4年2月1日現在)

令和2年7月豪雨被災者支援のしおり



※このしおりには、令和4年2月1日時点のものを掲載しており、今後変更になる可能性がありますのでご注意ください。

目次

☺☺ 被害状況の証明に関すること ☺☺

- 1 罹災証明書（住家）の発行 ※店舗兼住宅を含む【修正】…………… 3
- 2 被災証明書（住家以外）の発行【修正】…………… 5

☺☺ 生活等資金に関すること ☺☺

- 3 災害弔慰金の支給…………… 7
- 4 災害障害見舞金の支給…………… 8
- 5 被災者生活再建支援金の支給…………… 9
- 6 災害義援金の支給…………… 12
- 7 災害義援金（修理世帯）の支給…………… 14
- 8 母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予…………… 15

☺☺ 住まいに関すること ☺☺

- 9 リバースモーゲージ利子助成（住まい再建支援策）【修正】…………… 16
- 10 自宅再建利子助成（住まい再建支援策）【修正】…………… 18
- 11 民間賃貸住宅入居助成（住まい再建支援策）…………… 21
- 12 公営住宅入居助成（住まい再建支援策）…………… 23
- 13 転居費用助成（住まい再建支援策）…………… 25
- 14 災害片付けごみの回収【追加】…………… 27
- 15 災害公営住宅の整備【追加】…………… 28
- 16 建設型応急住宅（木造仮設住宅）の市営住宅としての提供【追加】… 30
- 17 人吉市営単独住宅の提供…………… 35
- 18 住宅資金の貸付…………… 36
- 19 災害復興住宅融資…………… 37

☺☺ 宅地等の復旧に関すること ☺☺

- 20 被災宅地復旧に対する支援【追加】…………… 39
- 21 被災私道復旧に対する支援【追加】…………… 40

☺☺ 免除や減免に関すること ☺☺

- 22 各種保険税・保険料の減免…………… 41
- 23 被災住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の特例…………… 42
- 24 被災代替家屋に対する固定資産税・都市計画税の特例…………… 44
- 25 被災代替償却資産に対する固定資産税の特例…………… 46

26	障がい福祉関係サービスの利用者負担の免除	47
27	国民健康保険医療費の一部負担金(窓口負担)の免除【受付終了】・還付	48
28	後期高齢者医療費の一部負担金(窓口負担)の免除【受付終了】・還付	50
29	国民年金保険料の免除	51
30	市税の納税の猶予	52
31	各種証明書の交付手数料の免除	53

☺☺ 子どもの養育・就学に関すること ☺☺

32	就学援助について	54
33	「国の教育ローン」の災害特例措置	55

☺☺ なりわいに関すること ☺☺

34	被災した農地等の自力復旧に対する補助	56
35	被災した森林作業道の自立復旧に対する補助【追加】	57

☺☺ その他の再建支援 ☺☺

36	被災文化財（指定文化財及び国登録文化財）の復旧支援【追加】	58
37	地域コミュニティ施設等の再建支援【追加】	59

☺☺ 各種相談窓口 ☺☺

38	消費生活相談	60
39	こころの健康相談【修正】	61
40	被災者支援無料法律相談窓口	62

1 罹災証明書（住家）の発行 ※店舗兼住宅を含む

税務課資産税係

令和 2 年 7 月豪雨に伴う、罹災証明書（住家）の申請受付及び発行を行います。

住家の、罹災証明書とは、自然災害により住家に被害が発生した場合に、被災者からの申請に基づき、住家の被害認定調査を実施し、調査結果に応じた、罹災証明書を市が交付するものです。住家の被害の程度には「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」※・「半壊」・「準半壊」・「一部損壊」があります。また、調査の結果、「無被害」となることもあります。

令和 2 年 7 月豪雨による、罹災証明書（住家）が必要な方で申請がお済でない方は、お早めに手続きをお願いします。

※令和 2 年 1 2 月の被災者生活再建支援法改正により、住家の被害の程度に「中規模半壊」が加わりました。

対象となる方

- ・住家（店舗兼住宅を含む）に被害を受けられた方
※カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。
※持ち家に限らず、賃貸住宅でも申請が可能です。
※住民票によらず、発災当時、実際に住んでいれば申請は可能です。
- ・区分所有建物（マンション）の共用部分に被害を受けられた管理組合等

申請期限

罹災証明書の新規受付は、令和 4 年 3 月 31 日をもって終了します。
（証明書の再発行については、上記期限以降も引き続き行います。）

お手続き

《申請の流れ》

窓口で申請



被害状況確認のための被害認定調査（1 次調査）



調査後、後日窓口で交付（又は、お申出により 2 次調査を実施）

※遠方への避難等で窓口へお越しいただけない方は、お問い合わせください。

※被害の程度が少なく被害認定調査が不要である場合で、一部損壊の罹災証明書を希望される場合は、被害状況を写した写真（データ可）又は修理の見積書等を申請窓口を持参いただくと、窓口で写真等を確認の上、一部損壊の罹災証明書を即日交付します。

■受付窓口・お問合せ先

税務課（西間別館 2 階 6 番窓口）0966-22-2111（内線 1171・1172）

■受付時間

午前 9 時～午後 4 時 月～金曜日（祝日除く）

■必要なもの

- （１）身分証明書（運転免許証、保険証など）
- （２）生活の本拠であったことが確認できる書類
（町内会長による居住証明、水道・電気等の料金明細等）
※住民票の所在と、罹災した住所が異なる場合に必要です。
- （３）代理人による申請の場合は委任状、代理人の身分を証明するもの
- （４）管理規約及び総会の議事録等（区分所有建物の共用部分に被害を受けられた管理組合等）※管理組合の名称及び代表者氏名がわかるもの

2 被災証明書（住家以外）の発行

税務課資産税係・防災安全課防災安全係

令和2年7月豪雨に伴う、被災証明書の申請受付及び発行を行います。

被災証明書とは、自然災害により住家以外の家屋等に被害が発生した場合に、被災者からの申請に基づき、被災の事実を証明するものです。

なお、証明書の対象物や使用目的に応じて、申請方法や申請窓口、証明書の内容（被害判定の有無）が異なりますので、提出先に必要書類をご確認のうえ、申請手続きをお願いします。

申請期限

被災証明書の新規受付は、令和4年3月31日をもって終了します。
（証明書の再発行については、上記期限以降も引き続き行います。）

被害判定が必要な場合

■対象…建物（アパート、店舗、倉庫、持ち家など）

■必要なもの

- （１）身分証明書（運転免許証、保険証など）
- （２）印鑑 ※建物の所有者または納税義務者の押印が必要です。

■申請受付窓口・お問合せ先

税務課（西間別館2階 6番窓口）0966-22-2111（内線1171・1172）

被害判定が不要な場合

■対象…家財道具・車両など

■必要なもの

- （１）身分証明書（運転免許証、保険証など）
- （２）印鑑
- （３）対象物の被害状況が分かる写真（スマートフォン等での画像でも可）
 - ※提出先によっては、建物の場合でも被害判定がない証明書を使用できる場合があります。 例 なりわい再建補助金申請の一部
 - ※車両については、ナンバーが分かる写真や、レッカー移動などで現物がない場合は、車検証返納証明書や車両保険払込の通知書など、被災した事実が確認できるものをご準備ください。

■申請受付窓口・お問合せ先

防災安全課（カルチャーパレス 2 階 29 番窓口）（内線 3371・3372）

共通事項

■申請受付時間

午前 9 時～午後 4 時 月～金曜日（祝日除く）

■発行受付時間

午前 9 時～午後 4 時

※基本的には即日交付できますが、被害認定調査が済んでいないなどの理由から、後日お越しいただく場合もあります。

3 災害弔慰金の支給

被災者支援対策課生活再建係

令和2年7月豪雨により亡くなった方（審査委員会において、災害関連死と認められた方を含む）のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。

対象となる方

令和2年7月豪雨により亡くなった方（関連死も含む）のご遺族

- ・亡くなった方が受給者の生計維持者の場合 : 500万円
- ・亡くなった方が受給者の生計維持者以外の場合 : 250万円

お手続き

■受付場所

カルチャーパレスホール棟

■受付時間

午前9時～正午、午後1時～午後4時 月～金曜日（祝日を除く）

■必要なもの

- ・死亡診断書（検案書）の写し
- ・受領される方の身分証明書（運転免許証等）の写し
- ・受領される方名義の通帳の写し
- ・印鑑（認印可） ※その他必要な申請書等は、窓口にて配布します。

■お問合せ先

被災者支援対策課生活再建係 0966-22-2111（内線 6741・6744）

4 災害障害見舞金の支給

被災者支援対策課生活再建係

令和2年7月豪雨により心身に重度の障がいを受けた方（審査委員会において、災害との関連性が認められた方を含む）に、災害障害見舞金を支給します。

対象となる方

災害により心身に以下の内容の障がいを受けた方

- ① 両眼が失明したもの
- ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
- ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
- ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- ⑥ 両上肢の用を全廃したもの
- ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- ⑧ 両下肢の用を全廃したもの
- ⑨ 精神又は身体の障がいを重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの

上記の障がいを受けた方が 生計維持者 : 250 万円
生計維持者以外 : 125 万円

お手続き

■受付場所

カルチャーパレスホール棟

■受付時間

午前9時～正午、午後1時～午後4時 月～金曜日（祝日を除く）

■お問合せ先

被災者支援対策課生活再建係 0966-22-2111（内線 6741・6744）

※対象となる障がいは、両眼の失明といった重度のものとなります。
まずは窓口又は電話にてお問い合わせください。

5 被災者生活再建支援金の支給

被災者支援対策課生活再建係

令和2年7月豪雨により住宅が全壊等の被害を受けられた世帯に生活再建の支援金を支給します。

対象となる方

- ① 住宅が全壊の被害を受けられた世帯
- ② 住宅が大規模半壊の被害を受けられた世帯
- ③ 住宅が半壊（大規模半壊を含む）の被害を受け、当該住宅の補修費等が著しく高額となることなどのやむをえない事由により、解体をした世帯（全壊扱いとなります。）
- ④ 居住する住宅の敷地被害が認められ、その住宅を倒壊の恐れなどやむをえない理由で解体をした世帯（全壊扱いとなります。）
- ⑤ 住宅が中規模半壊の被害を受けられた世帯（半壊世帯で次のいずれかの基準を満たす場合）
 - (ア) 被災した住家の内部を調査し、部位による判定を行った結果、損害割合 30%以上 40%未満の世帯
 - (イ) 浸水深判定を行った場合で、1 階の過半の内壁・建具が再使用不可能な場合

申請期限

- ① 基礎支援金：令和4年8月3日まで
- ② 加算支援金：令和5年8月3日まで

お手続き

■受付場所

カルチャーパレスホール棟

■受付時間

午前9時～正午、午後1時～午後4時 月～金曜日（祝日を除く）

■支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

区分		①基礎支援金 (被害程度)	②加算支援金 (再建方法)		合計 (①+②)
複数世帯	全壊世帯 解体世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借	50万円	150万円
	大規模半壊 世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借	50万円	100万円
	中規模半壊 世帯	なし	建設・購入	100万円	100万円
			補修	50万円	50万円
			賃借	25万円	25万円
単数世帯	全壊世帯 解体世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃借	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊 世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃借	37.5万円	75万円
	中規模半壊 世帯	なし	建設・購入	75万円	75万円
			補修	37.5万円	37.5万円
			賃借	18.75万円	18.75万円

※加算支援金（賃借）は、公営住宅、賃貸型応急住宅、建設型応急住宅への入居は、対象となりません。

■必要なもの

区分		全壊・ 中規模半壊	大規模半壊	解体世帯	
				大規模半壊 ・半壊	敷地被害
基礎	①罹災証明書の原本	○	○	○	○
	②住民票の原本	○	○	○	○
	③被災世帯主の通帳写し	○	○	○	○
	④閉鎖事項証明書の原本			○	○
	⑤敷地被害を証する書類				○
加算	⑥契約書等の写し	○	○	○	○

- 一度、基礎支援金の「大規模半壊」で申請した後、申請期間内にやむを得ない事由で解体した場合は解体世帯として基礎支援金の差額申請を行うことができます。

- 加算支援金を「賃借」で申請した後、申請期間内に「建設・購入」または「補修」を行う場合は差額の申請を行うことができます。
(「補修」で受給済の場合、「建設・購入」による再申請(差額申請)は原則できません。)
- 単身世帯の方が支給を受ける前(申請後の場合も含みます)に亡くなられた場合は、支給されません(支援金の申請や支給の権利は相続の対象とはなりません。)
- 住民票の住所と、罹災した住所が異なる場合は、罹災住所が生活の本拠であったことを確認できる書類(水道・電気等の料金明細等)が必要です。
- 加算支援金の申請は、契約の形態等により追加書類が必要な場合があります。

■お問合せ先

被災者支援対策課生活再建係

0966-22-2111 (内線 6741・6744)

6 災害義援金の支給

被災者支援対策課生活再建係

令和2年7月豪雨の被災者の方に対して、全国並びに海外の皆様から寄せられた義援金を、人吉市災害義援金配分委員会において決定した基準により配分します。

対象となる方

令和2年7月豪雨により亡くなった方のご遺族（災害弔慰金の支給対象者の方）、令和2年7月豪雨により1ヶ月以上の重傷を負った方又は住家に一定以上の被害を受けた方

■配分額＜R3.10.1現在＞

	第1回	第2回	第3回	合 計
死 亡 さ れ た 方	60万	60万円	79万円	199万円
重 傷 を 負 っ た 方	6万円	6万円	7.9万円	19.9万円
住 家 の 全 壊	60万円	42万円	94万円	196万円
住家を解体した世帯	—	—	196万円	196万円
住家の大規模半壊	30万円	21万円	47万円	98万円
住 家 の 半 壊				
住 家 の 準 半 壊	6万円	—	12.9万円	18.9万円
住 家 の 一 部 損 壊	6万円	—	—	6万円

※ 今後、追加配分を決定した場合は、市ホームページや報道を通じてお知らせします。

※ 住家を解体した世帯とは「解体世帯」として被災者生活再建支援金の支給が決定した世帯です。「解体世帯」に決定後、すでに受け取られている配分額との差額を振込みます。

※ すでにこの災害義援金の申請がお済みの方は、追加配分に対する新たな申請は不要です。申請時に指定された口座に追加で振り込みます。

お手続き

■受付場所

カルチャーパレスホール棟

■受付時間

午前9時～正午、午後1時～午後4時 月～金曜日（祝日を除く）

■必要なもの

- 令和 2 年 7 月豪雨義援金申請書

※対象者の方には申請書を送付しております。

- 罹災証明書の写し
- 通帳の写し又はキャッシュカードの写し

《郵送でのご提出の場合》

〒868-8601 人吉市下城本町 1578 番地 1

人吉市被災者支援対策課 義援金配分担当 宛

■お問合せ先

被災者支援対策課生活再建係

0966-22-2111（内線 6741・6744）

7 災害義援金（修理世帯）の支給

被災者支援対策課生活再建係

半壊（中規模半壊世帯を除く）・一部損壊の判定を受け対象範囲の修理に100万円以上の費用を要した世帯を対象に義援金を配分します。

対象となる方

下記のいずれにも該当する世帯

- ①住宅が半壊の判定を受け中規模半壊世帯に該当しない世帯または一部損壊世帯
- ②対象範囲の修理費用を100万円以上支出した世帯

※ 応急修理制度を活用した世帯も対象範囲の修理費用総額が100万円以上の世帯は対象となります。

配分額

半壊世帯（中規模半壊世帯を除く）	10万円
一部損壊世帯	6万円

修理の対象範囲

日常生活に欠くことができない部分の修理とし、内装や外構のみの工事、家電製品の修理等は除きます。

対象となる工事 箇所・部分	・屋根、柱、床、外壁、基礎等 ・ドア、窓等の開口部（ガラス・鍵の交換も含む） ・上下水道、電気、ガス等の配管、配線、吸排気設備（換気扇等） ・衛生設備（便器、浴槽等） ★上記の対象箇所・部分であっても、壊れていない場合の取り換えやりフォーム、グレードアップは対象となりません。
対象外とする工 事箇所・部分	・内装（間仕切り壁、壁紙、天井の仕上げ、ふすま、障子等、畳） ・外構（門、車庫、カーポート、塀、柵等） ・家電製品

お手続き

■受付場所

カルチャーパレスホール棟

■受付時間

午前9時～正午、午後1時～午後4時 月～金曜日（祝日を除く）

■必要なもの

- ・申請書
- ・り災証明書（写し可）
- ・通帳の写し又はキャッシュカードの写し
- ・修理費用の領収書
- ・修理内容が分かる書類（内訳書、明細書、修理前後の写真）

※修理内容が分かる書類が無い場合は、窓口にて内容をうかがいます。

■お問合せ先

被災者支援対策課生活再建係 0966-22-2111（内線 6741・6744）

8 母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予

球磨地域振興局総務福祉課

母子父子寡婦福祉資金貸付を償還中の方で、償還が困難な方については、償還を猶予できる場合があります。

対象となる方

以下のいずれかに該当する方

- ① 令和2年7月豪雨により住家の被災をされた方
- ② 療養に1ヶ月以上の負傷をされ、償還が困難な方
- ③ 失職して償還が困難な方

お手続き

■相談・申請窓口

球磨地域振興局総務福祉課 0966-22-1040

■必要なもの

償還の猶予を受けるには罹災証明書や医師の診断書、雇用関係の喪失が分かる資料等を添付のうえ、申請が必要です。

9 リバースモーゲージ利子助成（住まい再建支援策）

被災者支援対策課住まい対策係

令和2年7月豪雨の被災者で居住する住宅を熊本県内に新築、購入又は補修するため、金融機関等からリバースモーゲージ型の融資を受けた場合に借入額に係る利子の一部を助成します。

※1 他の住まいの再建支援策（転居費用助成を除く）との併給はできません。

※2 リバースモーゲージ型融資

- ・家や土地を担保に融資を受け、返済は利子分のみ
- ・元金の返済方法は3通り
 - ① 申込者が亡くなられたときに土地や建物を売却して返済
 - ② 申込者が亡くなられたときに相続人が元金を一括して返済
 - ③ 申込者が存命中に分割等で元金を返済

対象となる方

次のいずれかに該当する方

- ・建設型応急住宅、賃貸型応急住宅の入居者で供与期間内に退去した方
（生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定が解除された方及び半壊未解体世帯で応急修理期間中に応急仮設住宅を使用した方を除く）
- ・全壊、大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方
- ・半壊の罹災証明書かつ解体証明書を交付された方
- ・生活再建支援法に基づく長期避難世帯と認定されている方

助成額

(1) 助成額 借入額のうち850万円まで

（850万円以上借入れの場合、850万円として助成額を算定します。）

借入額（限度額850万円）×利率（※）×20年分

※ 借入時の住宅金融支援機構「災害復興住宅融資」の利率（団体信用生命保険に加入しない場合に適用される利率）で計算します。

(2) 助成方法：上記により算定した額を交付決定後に一括交付します。

※本事業は熊本県が実施主体となるため、熊本県から交付決定通知と同封される請求書を提出してください。

申請期限

再建先の住宅に入居した日から6か月（再建先の住宅に入居した日が令和2年（2020年）12月11日以前の場合は令和3年（2021年）6月10日）

お手続き

■受付場所

カルチャーパレスホール棟

■受付時間

午前9時～正午、午後1時～午後4時 月～金曜日（祝日を除く）

■申請に必要なもの

- (1) 人吉市長が発行する罹災証明書の写し
- (2) 住民票（再建した住宅に入居する世帯全員の続柄記載のもの）
- (3) 住宅債務に係る金銭消費貸借契約書、抵当権設定契約書及び返済予定表の写し
- (4) リバースモーゲージ利子助成事業補助金交付申請書
- (5) リバースモーゲージ利子助成事業完了実績報告書
- (6) 入居者一覧
- (7) 被災した住宅の解体を証明する書類の写し（解体世帯のみ）

※（4）～（6）の様式は、受付場所または熊本県ホームページで入手できます。

助成額

- (1) 助成額 借入額のうち 850 万円まで

（850 万円以上借入れの場合、850 万円として助成額を算定します。）

借入額（限度額 850 万円）×利率（※）×20 年分

※ 借入時の住宅金融支援機構「災害復興住宅融資」の利率（団体信用生命保険に加入しない場合に適用される利率）で計算します。

- (2) 助成方法：上記により算定した額を交付決定後に一括交付します。

※本事業は熊本県が実施主体となるため、熊本県から交付決定通知と同封される請求書を提出してください。

■お問合せ先

被災者支援対策課住まい対策係 0966-22-2111（内線 6733・6749）

10 自宅再建利子助成（住まい再建支援策）

被災者支援対策課住まい対策係

令和2年7月豪雨の被災者で居住する住宅を熊本県内に新築、購入又は補修するため、金融機関等から融資を受けた場合に借入額に係る利子の一部を助成します。

※ 他の住まいの再建支援策（転居費用助成を除く）との併給はできません。

対象となる方

次の（１）（２）を満たす方が再建先へ入居した場合に対象となります。

- （１）次のいずれかに該当する方で再建した住宅に入居した日の属する年の前年の収入（所得）が世帯収入要件を満たす方
- ・ 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅の入居者で供与期間内に退去した方
（生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定が解除された方及び半壊未解体世帯で応急修理期間中に応急仮設住宅を使用した方を除く）
 - ・ 全壊、大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方
 - ・ 半壊の罹災証明書かつ解体証明書を交付された方
 - ・ 生活再建支援法に基づく長期避難世帯と認定されている方
- （２）住宅を再建するために自ら又は２親等以内の親族が金融機関等から融資を受けた方
- ※支給前に世帯の全員が亡くなられた場合は支給されません。

＜収入要件＞

1 世帯収入（所得）

- （１）給与収入のみの場合：世帯全員の収入の合計額が５００万円以内
- （２）給与収入以外の収入がある場合：世帯全員の所得の合計額が３５０万円以内

2 世帯の中に２３歳未満の被扶養者がいる場合の世帯収入（所得）

扶養親族数	（１）世帯全員の収入が給与収入のみの場合	（２）世帯員の収入に給与収入以外の収入がある場合
１人の場合	世帯全員の収入の合計額が５５０万円以内	世帯全員の所得の合計額が３９０万円以内
２人の場合	世帯全員の収入の合計額が６００万円以内	世帯全員の所得の合計額が４３０万円以内
３人以上の場合	世帯全員の収入の合計額が７００万円以内	世帯全員の所得の合計額が５１０万円以内

3 世帯の中に次の控除要件を満たす者がいる場合は、その世帯の所得を次のとおり控除する。

(1) 満60歳以上の者がいる場合：1人につき10万円

(2) 障がい者：1人につき27万円

(3) 特別障がい者：1人につき40万円

なお、この場合は、世帯収入（所得）要件を世帯収入が給与収入のみの場合も給与収入以外の収入がある場合として算定します。

助成額

(1) 助成額 借入額（限度額 850 万円）と利率と実際の借入期間に基づき算定した利子額（元利均等返済の利子計算方法により算定）

※住宅金融支援機構以外の金融機関から融資を受けた場合、借入時の住宅金融支援機構「災害復興住宅融資」の利率（団体信用生命保険に加入しない場合に適用される利率）と実際の借入契約の利率のいずれか低い利率を適用します。

(2) 助成方法：上記により算定した額を交付決定後に一括交付します。

※本事業は熊本県が実施主体となるため、熊本県から交付決定通知と同封される請求書を提出してください。

申請期限

再建先の住宅に入居した日から6か月（再建先の住宅に入居した日が令和2年（2020年）12月11日以前の場合は令和3年（2021年）6月10日）

お手続き

■受付場所

カルチャーパレスホール棟

■受付時間

午前9時～正午、午後1時～午後4時 月～金曜日（祝日を除く）

■申請に必要なもの

- (1) 人吉市長が発行する罹災証明書の写し
- (2) 住民票（再建した住宅に入居する全員の続柄記載のもの）
- (3) 住宅を再建し、その住居に入居した日の属する年の前年（前年の課税所得証明書が取得できない場合は、前々年）の課税所得証明書（世帯全員のもの）
- (4) 住宅債務に係る金銭消費貸借契約書、抵当権設定契約書及び返済予定表の写し
- (5) 自宅再建利子助成事業補助金交付申請書
- (6) 自宅再建利子助成事業完了実績報告書
- (7) 入居者一覧
- (8) 被災した住宅の解体を証明する書類の写し（解体世帯のみ）

- ※1 その他 収入要件の緩和に係る書類や図面等が必要な場合があります。
- ※2 (5)～(7)の様式は、受付場所または熊本県ホームページで入手できます。

■お問合せ先

被災者支援対策課住まい対策係 0966-22-2111（内線 6733・6749）

1 1 民間賃貸住宅入居助成（住まい再建支援策）

被災者支援対策課住まい対策係

令和2年7月豪雨のため住居が被災したことにより、応急的な住まい等での居住を余儀なくされた方が、再建先として熊本県内の賃貸住宅に入居した場合に契約に伴う初期費用を定額で助成します。

- ※1 他の住まいの再建支援策（転居費用助成を除く）との併給はできません。
- ※2 「民間賃貸住宅」には、公営住宅や社宅・官舎・寮などの給与住宅は含まれません。
- ※3 みなし仮設住宅として入居していた住宅をそのまま再建先として新たな契約（二者契約）を結ばれた場合も対象となります。

対象となる方

次のいずれかに該当する方

- ・ 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅の入居者で供与期間内に退去した方
（生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定が解除された方及び半壊未解体世帯で応急修理期間中に応急仮設住宅を使用した方を除く）
- ・ 全壊、大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方
- ・ 半壊の罹災証明書かつ解体証明書を交付された方
- ・ 生活再建支援法に基づく長期避難世帯と認定されている方

申請期限

再建先の住宅に入居した日から6か月（再建先の住宅に入居した日が令和2年（2020年）12月22日以前の場合は令和3年（2021年）6月21日）

お手続き

■受付場所

カルチャーパレスホール棟

■受付時間

午前9時～正午、午後1時～午後4時 月～金曜日（祝日を除く）

■申請に必要なもの

- （1）人吉市長が発行する罹災証明書の写し
- （2）住民票（再建した住宅に入居する世帯全員の本籍・続柄記載のもの）
- （3）民間賃貸住宅入居助成金交付申請書
- （4）令和2年7月豪雨再建支援策請求に係る同意書兼委任状
- （5）入居した民間賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し

- (6) 振込先口座の分かるもの
- (7) 被災した住宅の解体を証明する書類の写し（解体世帯のみ）

※（３）、（４）の様式は、受付場所または人吉市ホームページで入手できます。
（押印箇所があります）

助成額

1 世帯あたり 20 万円（定額）

- ※1 罹災証明書上の世帯が対象となります。1 世帯につき 1 回限りとなります。
- ※2 複数の世帯が同一の民間賃貸住宅に入居した場合は、一つの世帯とみなします。

■お問合せ先

被災者支援対策課住まい対策係 0966-22-2111（内線 6733・6749）

1 2 公営住宅入居助成（住まい再建支援策）

被災者支援対策課住まい対策係

令和2年7月豪雨のため住居が被災したことにより、応急的な住まい等での居住を余儀なくされた方が、再建先として熊本県内の公営住宅に入居する場合に必要な費用の負担軽減のため定額で助成します。

※1 他の住まいの再建支援策（転居費用助成を除く）との併給はできません。

※2 避難先として入居していた公営住宅をそのまま再建先とした場合も対象となります。

対象となる方

次のいずれかに該当する方で被災者生活再建支援金の加算支援金を受給していない方

- ・ 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅の入居者で供与期間内に退去した方
（生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定が解除された方及び半壊未解体世帯で応急修理期間中に応急仮設住宅を使用した方を除く）
- ・ 全壊、大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方
- ・ 半壊の罹災証明書かつ解体証明書を交付された方
- ・ 生活再建支援法に基づく長期避難世帯と認定されている方

申請期限

再建先の住宅に入居した日から6か月（再建先の住宅に入居した日が令和2年（2020年）12月22日以前の場合は令和3年（2021年）6月21日）

お手続き

■受付場所

カルチャーパレスホール棟

■受付時間

午前9時～正午、午後1時～午後4時 月～金曜日（祝日を除く）

■申請に必要なもの

- （1）人吉市長が発行する罹災証明書の写し
- （2）住民票（再建した住宅に入居する世帯全員の本籍・続柄記載のもの）
- （3）公営住宅入居助成金交付申請書
- （4）令和2年7月豪雨再建支援策請求に係る同意書兼委任状
- （5）公営住宅の入居決定が確認できる書類（決定通知書や許可書など）の写し
- （6）振込先口座の分かるもの
- （7）被災した住宅の解体を証明する書類の写し（解体世帯のみ）

※（３）、（４）の様式は、受付場所または人吉市ホームページで入手できます。
（押印箇所があります）

助成額

助成額 １世帯あたり１０万円（定額）

- ※１ 罹災証明書上の世帯が対象となります。１世帯につき１回限りとなります。
- ※２ 複数の世帯が同一の公営住宅に入居した場合は、一つの世帯とみなします。

■お問合せ先

被災者支援対策課住まい対策係 ０９６６-２２-２１１１（内線 ６７３３・６７４９）

1 3 転居費用助成（住まい再建支援策）

被災者支援対策課住まい対策係

令和2年7月豪雨のため住居が被災したことにより、応急的な住まい等での居住を余儀なくされた方が、熊本県内で新築、購入若しくは補修する住宅又は県内の賃貸住宅若しくは公営住宅等の再建先への転居に要する費用を定額で助成します。

※1 本助成における「転居」とは

- ・ 仮設住宅やみなし仮設から新たな住まい（再建先）に居所を移した場合
- ・ 罹災住所から直接再建先に居所を移した場合
- ・ 罹災住所から親戚宅など応急的な住まいに居住した後、新たな住まい（再建先）に居所を移した場合

※2 仮設住宅やみなし仮設への転居は対象となりません。

対象となる方

次のいずれかに該当する方

- ・ 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅の入居者で供与期間内に退去した方
（生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定が解除された方及び半壊未解体世帯で応急修理期間中に応急仮設住宅を使用した方を除く）
- ・ 全壊、大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方
- ・ 半壊の罹災証明書かつ解体証明書を交付された方
- ・ 生活再建支援法に基づく長期避難世帯と認定されている方

申請期限

再建先の住宅に入居した日から6か月（再建先の住宅に入居した日が令和2年（2020年）12月22日以前の場合は令和3年（2021年）6月21日）

お手続き

■受付場所

カルチャーパレスホール棟

■受付時間

午前9時～正午、午後1時～午後4時 月～金曜日（祝日を除く）

■申請に必要なもの

- （1）人吉市長が発行する罹災証明書の写し
- （2）住民票（再建した住宅に入居する世帯全員の本籍・続柄記載のもの）
- （3）転居費用助成金交付申請書

- (4) 令和2年7月豪雨再建支援策請求に係る同意書兼委任状
- (5) 再建先の入居に関する契約書等の写し（建築・補修請負契約書、賃貸借契約書）
- (6) 振込先口座の分かるもの
- (7) 被災した住宅の解体を証明する書類の写し（解体世帯のみ）
- (8) 転居があったことを証する書類（被災住所又は避難先住所が再建先住所と同じ場合）

※（3）、（4）の様式は、受付場所または人吉市ホームページで入手できます。
（押印箇所があります）

助成額

1 助成額 1 世帯あたり10万円（定額）

※ 罹災証明書上の世帯が対象となります。1世帯につき1回限りとなります。

■お問合せ先

被災者支援対策課住まい対策係 0966-22-2111（内線 6733・6749）

1 4 災害片付けごみの回収

追加

環境課災害廃棄物対策室

令和3年12月28日の災害廃棄物仮置場の災害ごみ受け入れ終了に伴い、災害関連の片付けごみ※の回収をおこないます。

※片付けごみ・・・令和2年7月豪雨により被災した住家や私有地を片付けた際にした災害ごみのことです。解体・リフォーム・新築された際に発生した廃棄物は回収の対象となりません。

申請期限

令和4年2月28日（月）

お手続き

■受付窓口・お問合せ先

環境課（スポーツパレス横ブレハブ2階）0966-22-2111（内線 2712）

■申請に必要なもの

罹災（被災）証明書のコピー

■申請から回収までの流れ

【受付】必要なものを持って、環境課窓口で申請してください。

↓

【現地確認】市職員が災害ごみの確認をします。立会は不要です。

↓

【回収】現地確認後、委託業者が回収します。

出し方

- （１）災害ごみは種類ごとに分別して1か所にまとめてください。
- （２）災害ごみとわかるように、張り紙をしてください。

注意点

- （１）通常のごみ、生ごみ、資源ごみの回収はしません。
- （２）解体・リフォームで発生したごみ（建築材・ガレキ等）の回収はしません。
- （３）火災の危険があるもの（マッチ、ライター、ガスボンベ等）については、他ごみと混入させないでください。
- （４）分別ができていない場合や、回収できないごみが混入していた場合は、回収をお断りさせていただく場合があります。

15 災害公営住宅の整備

追加

都市計画課災害公営住宅建設室

災害公営住宅は、令和2年7月豪雨により人吉市で居住していた住宅を失い、自力では住宅再建が困難な人のために整備する公営住宅（市営住宅）です。

令和4年2月28日（月）まで、仮申込受付中

入居要件

以下の要件をすべて満たす世帯が対象

- （１）罹災証明書の判定が全壊または半壊以上の世帯で、家屋を解体または解体予定の世帯。
- （２）現に住宅に困窮しており、居住できる家を所有していない。
- （３）被災者生活再建支援制度の加算支援金や民間賃貸住宅入居助成など各助成金を受給していない。
- （４）世帯内に暴力団員がいない。
- （５）市税等の滞納がない。または滞納があるが、納税課で相談中である。

建設場所等

（１）第１候補地

整備場所 人吉球磨能力開発センター及び人吉市シルバー人材センター敷地
（人吉市相良町字一丁田 1253 番地 1 他）

整備戸数 120戸

建物構造 鉄筋コンクリート造、集合住宅型（エレベーター付）

入居時期 令和5年度中

その他 他の市営住宅と同様にペット同伴や飼育はできません。

（２）第２候補地（仮申込みの結果による）

整備場所 東校区を予定

整備戸数 最大55戸

家賃等

- ・入居後は、家賃、水道光熱費、自治会費、駐車場利用料などの支払いが必要です。
- ・入居時に連帯保証人が1名必要ですが、見つからない場合は緊急連絡先または身元引受人として登録できる親族等で対応いたします。
- ・入居時に敷金（家賃3か月分）の支払いが必要です。
- ・家賃の滞納があった場合は、住宅を明け渡していただくことになります。

■家賃の目安

家賃は、世帯の所得区分で決まります。また、床面積により金額が変わります。

区分	入居世帯の月額所得 (政令月収)	1LDK(40㎡) 単身世帯	2LDK(55㎡) 1~2人世帯	2LDK(60㎡) 3~5人世帯	3LDK(70㎡) 5人以上世帯
1	0~104,000円	約 15,800円	約 21,500円	約 23,500円	約 27,400円
2	104,001~123,000円	約 18,200円	約 24,900円	約 27,100円	約 31,700円
3	123,001~139,000円	約 20,800円	約 28,500円	約 31,000円	約 36,200円
4	139,001~158,000円	約 23,500円	約 32,100円	約 35,000円	約 40,900円
5	158,001~186,000円	約 26,900円	約 36,700円	約 40,000円	約 46,700円
6	186,001~214,000円	約 31,000円	約 42,300円	約 46,200円	約 53,900円

月額所得が区分5以上の収入がある世帯は収入超過者となり、入居から数年後に家賃の割り増しや、明け渡しを求められる場合があります。

災害公営住宅の仮申込について

- 入居を希望される方を対象に仮申込の受付を行います。
- 仮申込を行っていない場合は、本申込を行うことができません
- 本申込は、令和4年9月以降に予定しています。詳細が決まりましたら広報誌やホームページでお知らせいたします。

受付期間

令和4年1月20日(木)から2月28日(月)まで

お手続き

■受付時間

午前9時~12時 及び 午後1時~4時

■受付方法

郵送、ファックスまたはメール

※郵送の場合は、2月28日必着でお願いします。

■提出書類

- ・災害公営住宅仮申込書
- ・本人が確認できる書類の写し

■提出先・お問合せ先

都市計画課災害公営住宅建設室

〒868-8601 人吉市下城本町 1578 番地 1

TEL 0966-22-2111 (内線 6733・6748) FAX 0966-22-7047

メール saigaikoueijyutaku@hitoyoshi.kumamoto.jp

16 建設型応急住宅(木造仮設住宅)の市営住宅としての提供

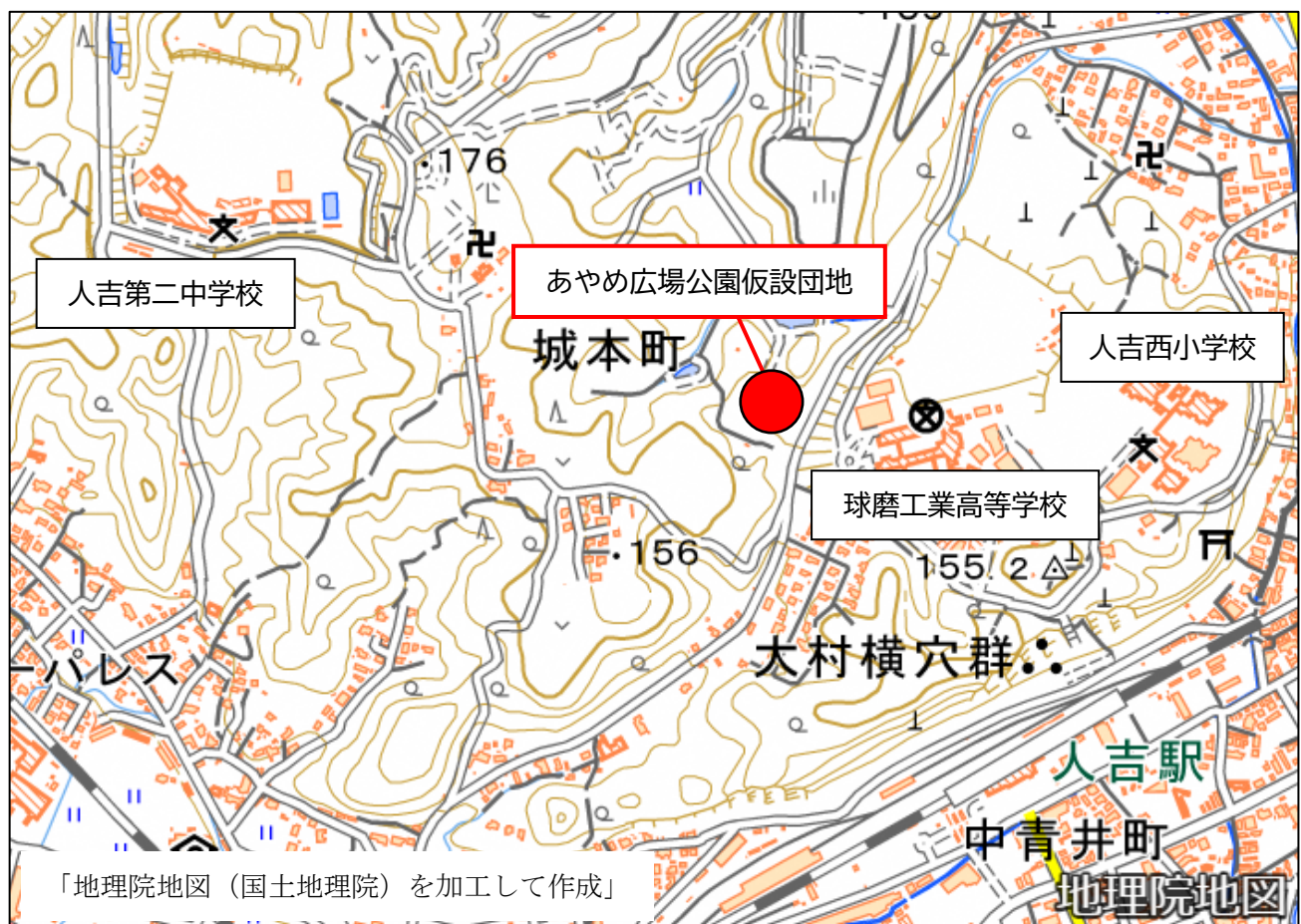
都市計画課災害公営住宅建設室

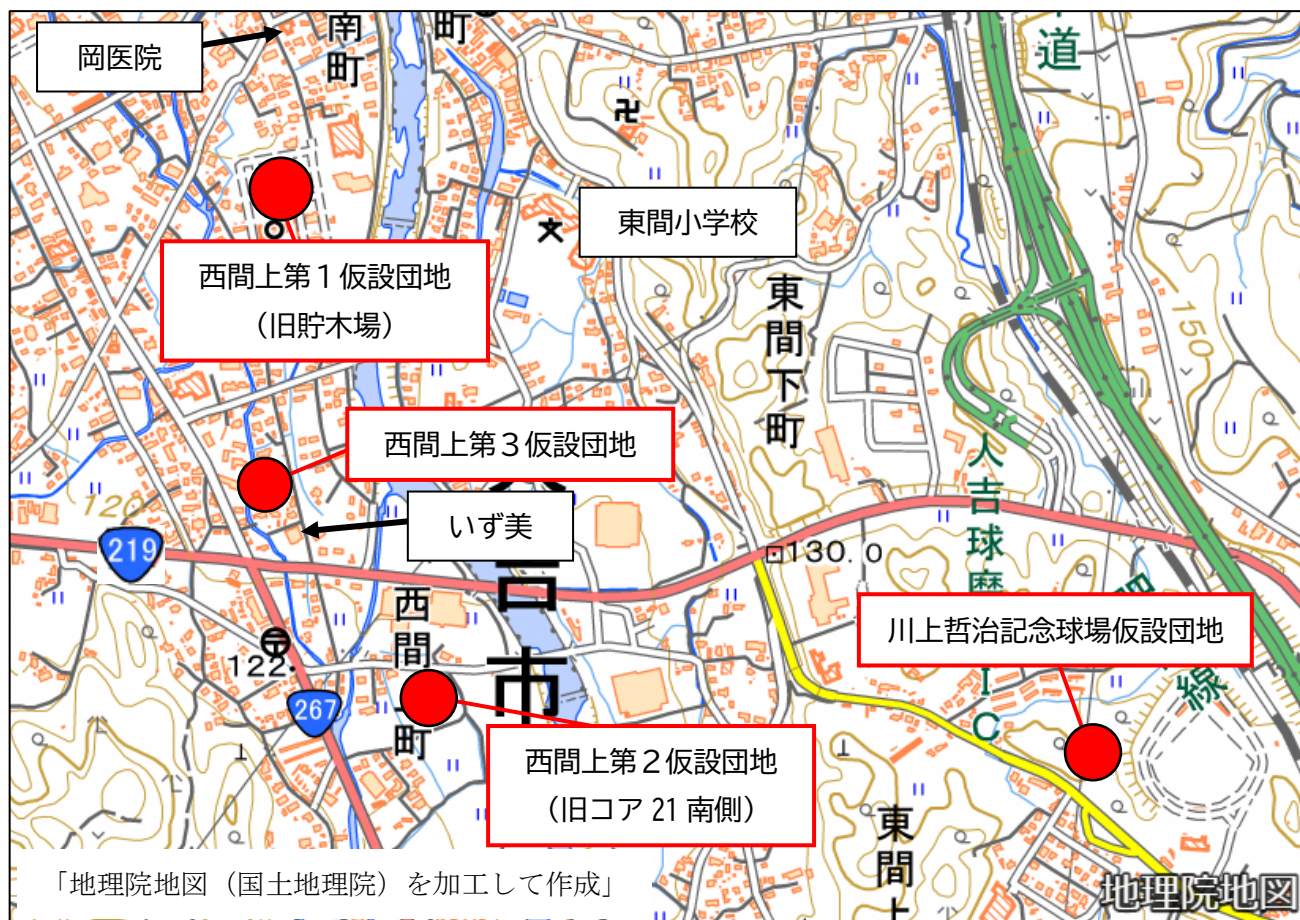
人吉市では、災害公営住宅の整備と並行し、被災された皆様が仮住まいされている建設型応急住宅を熊本県から譲り受け、市営住宅として恒久的な住まいを提供します。

令和4年2月28日（月）まで、入居希望受付中

対象団地

西校区	あやめ広場公園仮設団地
東間校区	西間第1仮設団地
	西間第2仮設団地
	西間第3仮設団地
	川上記念球場仮設団地
中原校区	下原田第1仮設団地
	下原田第3仮設団地





入居要件

以下の要件をすべて満たす世帯が対象

- (1) 罹災証明書の判定が全壊または半壊以上の世帯で、家屋を解体または解体予定の世帯。
- (2) 現に住宅に困窮しており、居住できる家を所有していない。
- (3) 被災者生活再建支援制度の加算支援金や民間賃貸住宅入居助成など各助成金を受給していない。
- (4) 世帯内に暴力団員がいない。
- (5) 市税等の滞納がない。または滞納があるが、納税課で相談中である。

家賃等

- ・入居後は、家賃、水道光熱費、自治会費、駐車場利用料などの支払いが必要です。
- ・入居時に連帯保証人が1名必要ですが、見つからない場合は緊急連絡先または身元引受人として登録できる新続投で対応いたします。
- ・入居時に敷金（家賃3か月分）の支払いが必要です。
- ・家賃の滞納があった場合は、住宅を明け渡していただくことになります。

■家賃の目安

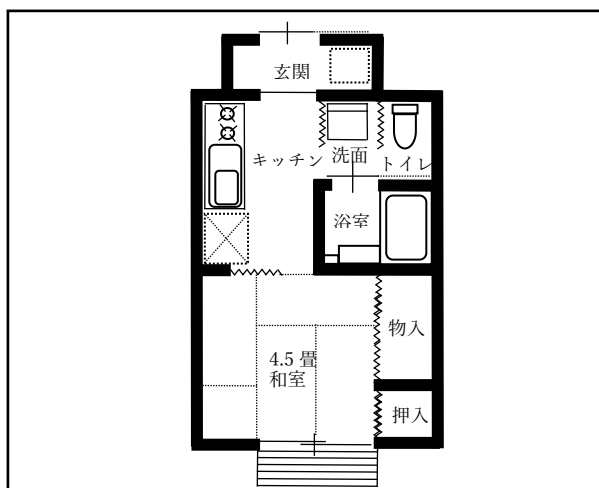
家賃は、世帯の所得区分で決まります。また、床面積により金額が変わります。

区分	入居世帯の月額所得 (政令月収)	1DK (約22㎡)	2DK (約32㎡)	3K (約42㎡)	3DK (約54㎡)
1	0～104,000円	約8,600円	約12,500円	約16,400円	約21,200円
2	104,001～123,000円	約9,900円	約14,500円	約19,000円	約24,400円
3	123,001～139,000円	約11,300円	約16,500円	約21,700円	約27,900円
4	139,001～158,000円	約12,800円	約18,700円	約24,500円	約31,500円
5	158,001～186,000円	約14,600円	約21,300円	約28,000円	約36,000円
6	186,001～214,000円	約16,900円	約24,600円	約32,300円	約41,600円

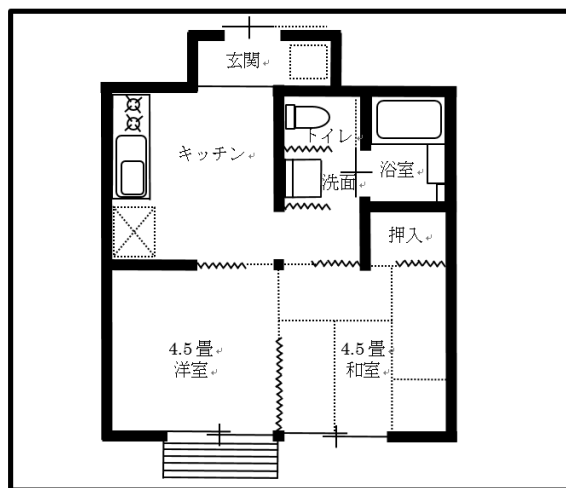
※3DKは現在の1DKと2DKを1戸に改修工事したときの目安です。

■参考間取り図

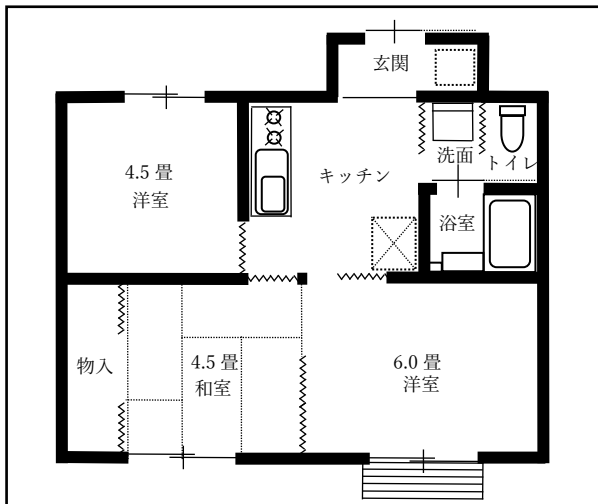
【1DK：約22㎡】



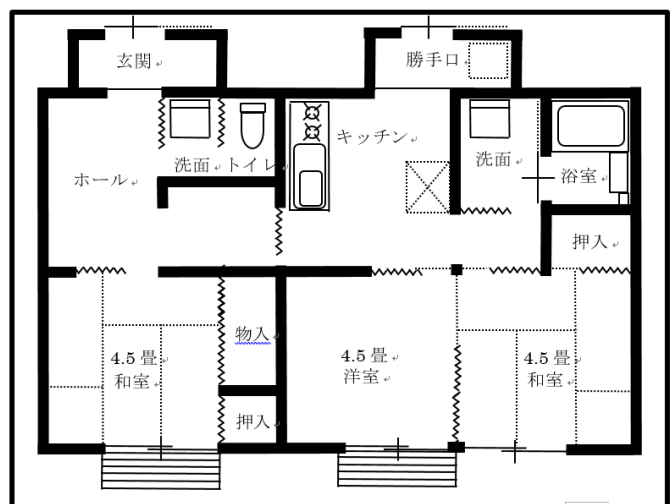
【2DK：約32㎡】



【3K：約42㎡】



【3DK：約54㎡】



■ペット同伴での入居について

- 利活用を予定しているすべての団地にペット同伴で入居できる住戸を整備します。ただし、数に限りがありますので、希望する団地とは別の団地に入居いただくなど、希望に添えない場合もございます。
- なお、同伴可能なペットは世帯につき2頭までで、屋内での飼育のみとします。また、糞尿の始末など、散歩時も含めモラルとマナーを遵守いただける世帯のみ入居可能といたします。

建設型応急住宅（木造仮設住宅）を活用した住宅への入居希望確認について

- 入居を希望される方は、入居希望確認書の提出をお願いします。
- 本申込みについては、詳細が決まりましたら広報誌やホームページでお知らせいたします。

受付期間

令和4年1月20日（木）から2月28日（月）まで

お手続き

■受付時間

午前9時～12時 及び 午後1時～4時

■受付方法

郵送、ファックスまたはメール

※郵送の場合は、2月28日必着でお願いします。

■提出書類

- ・建設型応急住宅利活用住宅 入居希望確認書
- ・本人が確認できる書類の写し

■提出先・お問合せ先

都市計画課災害公営住宅建設室

〒868-8601 人吉市下城本町 1578 番地 1

TEL 0966-22-2111（内線 6733・6748）FAX 0966-22-7047

メール saigaikoueijyutaku@hitoyoshi.kumamoto.jp

17 人吉市営単独住宅の提供

管理課市営住宅係

人吉市営単独住宅は、令和2年7月豪雨により住居に被害を受けた被災者の方で、自らの資力では住宅を確保することができない方に対して、一時的に居住の安定を図ることを目的として設置した住宅です。

対象となる方

以下の要件をすべて満たす方（世帯）が対象

- （1）令和2年7月豪雨における災害時に人吉市に住所を有する方
- （2）次の要件のいずれかを満たす方
 - ①住居の全壊、全焼又は流出により居住する住居がない方
 - ②「大規模半壊」又は「半壊」であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方
- （3）自らの資力で住居を確保することができないこと
- （4）熊本県被災者向け賃貸型応急住宅制度、建設型応急住宅を利用していないこと
- （5）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと

入居期間

入居日から2年間又は、令和4年12月10日までのどちらか短い期間

お手続き

■受付場所

西間別館2階 市営住宅係

■受付時間

午前9時～正午、午後1時～午後5時 月～金曜日（祝日除く）

■申請に必要なもの

- （1）人吉市営単独住宅使用申込書
- （2）罹災証明書（住家）※写し可

■お問合せ先

管理課市営住宅係 0966-22-2111（内線 2431・2432）

18 住宅資金の貸付

球磨地域振興局総務福祉課

現に居住し、かつ所有する住宅を補修し、保全し、改築し、又は建設し、購入し、増築しようとする場合に貸付ができる場合があります。

対象となる方

以下のいずれかに該当する方

- ①母子家庭の母 ②父子家庭の父 ③寡婦

貸付限度額

150 万円

※ただし、申請書類に罹災証明書等の添付があれば、200 万円までの貸付ができる場合があります。

■相談窓口 球磨地域振興局総務福祉課 0966-22-1040

19 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構

被災された方（「罹災証明」を交付されている方）が、ご自分が居住するために住宅を建設、購入、補修する場合、住宅金融支援機構の低利な資金融資を受けることができます。

【融資の申込みに必要となる罹災証明書】

建設・購入	住宅が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」した旨の「罹災証明書」
補修	住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」

☆建設・購入の融資を利用する場合、罹災証明書の『被害の程度』欄が「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」の場合は、被災住宅が修理不能等であることが条件となります。
☆借入金額や返済期間等により返済額が異なります。また、融資を受けるための条件があります。

☆ご高齢の方の住宅再建を支援する制度（親子リレー返済、親孝行ローン及び高齢者向け返済特例制度）があります。（詳しくは次ページを参照してください）

■受付期間 令和5年8月31日まで

■お問合せ先 住宅金融支援機構お客さまコールセンター
（災害専用ダイヤル）0120-086-353（通話料無料）

【災害復興住宅融資の概要（令和3年4月1日現在）】

融資限度額※1	建設	土地を取得する場合：3,700万円 土地を取得しない場合：2,700万円
	購入	3,700万円
	補修	1,200万円
融資金利※2 （全期間固定金利）	申込時点の金利を適用	
返済期間	建設・購入	35年以内（1年以上1年単位）※3
	補修	20年以内（1年以上1年単位）※3
備考	※1：所要額（建設費等）が融資限度額よりも低い場合は、所要額が限度となります。 ※2：融資金利は原則として毎月改定します。最新の融資金利及び新機構団信の詳細は、住宅金融支援機構お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）にお問合わせいただくか、住宅金融支援機構ホームページ（ www.jhf.go.jp ）でご確認ください。 ※3：完済時の年齢（親子リレー返済を利用する場合は後継者の年齢）の上限は80歳です。	

【ご注意】審査の結果、ローンの延滞履歴がある等返済に懸念がある方については融資をお断りしたり、希望融資額を減額することがありますので、あらかじめご了承ください。

《参考資料：高齢者の方が利用できる融資制度（災害復興住宅融資）》

【制度概要】

(1)親子リレー返済

申込本人の子、孫等（直系卑属）で、定期的収入のある方を後継者（連帯債務者）にすることによって、後継者の申込時の年齢をもとに返済期間の設定ができ、最長35年の返済期間でお借入れが可能な場合があります。

※年齢による最長返済期間：（80歳－「後継者」の申込時の年齢（1歳未満は切上げ））

(2)親孝行ローン

今回の災害により居住していた住宅に被害が生じ、「罹災証明書」の交付を受けた親（満60歳以上の父母・祖父母等）が居住するため、子が住宅を建設、購入、補修するための費用に対する融資制度です。親孝行ローンをご利用いただいた場合、子（申込本人）は債務者となりますが、融資住宅に居住する必要はありません。また、申込本人（子）は持分を必ず持っていただきますが、持分割合に制限はありません。なお、融資住宅の建設（購入）場所は制限がありません。

(3)高齢者向け新型住宅ローン

申込者が満60歳以上の場合に利用できる制度です。毎月の支払は利息のみで、借入金の元金は、申込人全員の死亡時に相続人が自己資金等で一括返済するか、担保提供された融資住宅と敷地を売却することによってご返済いただきます。機構は、融資住宅と敷地の売却代金によりご返済いただいた場合は、債務が残ったときでも、残った債務について相続人の方に請求しません。なお、この制度は、通常の災害復興住宅融資と比べて金利水準が高く、担保評価による融資額の上限があるなど、この制度特有の取扱いがあります。

＜借入金額1,000万円、融資金利年2.05%で試算した場合の支払額の例＞

	毎月の支払額	1年間の支払額
高齢者向け返済特例制度	17,083円	204,996円

※1 令和3年9月1日現在の金利（原則として毎月改定します）。

※2 毎月の支払額＝借入希望額×融資金利÷12（1円未満切捨て）

(4)その他（収入合算の利用）

「収入合算」とは、申込本人の年収に加えて、連帯債務者の年収を合算した上で、総返済負担率を計算する制度です。同居しない連帯債務者の年収を合算できる場合があります。また、複数名の収入合算もできます。年金収入のみでは総返済負担率から工事費全額の融資を受けることが困難な場合でも、収入合算を行うことで、全額融資が可能となる場合があります。

令和2年7月豪雨による宅地の被害（のり面・よう壁の崩壊、地盤の陥没など）を原形に復旧する際にかかる費用が50万円を超えるものに対して、復旧費用の一部を支援します。

対象となる方

- ・被災した宅地の所有者
- ・被災した宅地の管理者又は占有者（所有者の承諾を得た者に限る。）

※すでに復旧工事が済んでいても被災状況が確認できる写真等があれば申請できます。

申請期間

令和3年10月1日～令和5年3月31日

補助額

補助対象工事費から50万円を控除した額の3分の2（上限633万3千円）

お手続き

■申請窓口

都市計画課（第2別館スポーツパレス2階 26番窓口）

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日除く）

■申請に必要なもの

- （1）交付申請書
- （2）宅地の被災状況が確認できるもの（写真など）
- （3）復旧工事に関する書類（請求書、見積書、領収書、設計図など）
- （4）被災宅地の位置図、登記事項証明書、字図
- （5）住民票
- （6）その他市長が必要と認めるもの（承諾書など）

■お問合せ先

都市計画課 0966-22-2111（内線2435） 月～金曜日（祝日除く）

2 1 被災私道復旧に対する支援

追加

都市計画課建築係

令和 2 年 7 月豪雨による私道の被害（路肩・よう壁の崩壊、路盤の陥没など）を原形に復旧する際にかかる費用が50万円を超えるものに対して、復旧費用の一部を支援します。

対象となる方

- ・被災した私道の所有者
- ・被災した私道の管理者又は占有者（所有者の承諾を得た者に限る。）

※すでに復旧工事が済んでいても被災状況が確認できる写真等があれば申請できます。

申請期間

令和3年10月1日～令和5年3月31日

補助額

補助対象工事費から50万円を控除した額の2分の1（上限475万円）

お手続き

■申請窓口

都市計画課（第2別館スポーツパレス2階 26番窓口）

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日除く）

■申請に必要なもの

- （1）交付申請書
- （2）私道の被災状況が確認できるもの（写真など）
- （3）復旧工事に関する書類（請求書、見積書、領収書、設計図など）
- （4）被災私道の位置図、登記事項証明書、字図
- （5）その他市長が必要と認めるもの（承諾書など）

■お問合せ先

都市計画課 0966-22-2111（内線2435） 月～金曜日（祝日除く）

22 各種保険税・保険料の減免

税務課諸税係

令和2年7月豪雨により被害を受けられた方には、被害状況に応じて令和3年度分の各種保険税及び保険料の減免を受けられる場合があります。申請方法については、市ホームページ及び令和3年度納税通知書に同封のお知らせをご確認ください。

対象税目・保険料

- ・国民健康保険税
- ・後期高齢者医療保険料
- ・介護保険料

申請について

■国民健康保険税・介護保険料

令和2年度分の申請をされた方は、令和3年度も引き続き減免を行いますので、再度申請する必要はありません。

ただし、令和3年度に新たに保険へ加入した方、水害により収入が減少する見込みのある方は申請が必要です。窓口での手続きをお願いします。

■後期高齢者医療保険料

令和3年度分の減免を受ける場合は申請が必要です。

令和2年度分の申請をされた方には、令和3年7月末に令和3年度分の申請書を送付しておりますので、手続きをお願いします。

ただし、令和3年度に新たに保険へ加入した方、水害により収入が減少する見込みのある方には、申請書の送付がありませんので、窓口での手続きをお願いします。

申請期限

令和4年3月31日

お手続き

■受付窓口

市民部税務課諸税係（西間別館2階 **7**番窓口）

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日除く）

■申請に必要なもの

- ・減免申請書
- ・本人確認書類

- 印鑑
- り（被）災証明書
- 委任状（代理申請の場合）
- 通帳
- 各保険料（税）の減免事由に該当する必要書類など

■お問合せ先

市民部税務課諸税係 0966-22-2111（内線 1175）

23 被災住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の特例

税務課資産税係

令和 2 年 7 月豪雨により住宅が滅失又は損壊したために、やむを得ず当該土地を住宅用地として使用できない場合は、特例措置の対象になる場合があります。

この特例は、令和 4 年度まで引き続き住宅用地とみなされ、課税標準額を軽減する措置です。

対象となる方

令和 2 年 7 月豪雨により滅失又は損壊した住宅が建っていた土地の所有者等

- （1）令和 2 年度の被災住宅用地の固定資産税納税義務者
- （2）令和 2 年 1 月 2 日から同年 7 月 4 日までの間に被災住宅用地を取得した者
- （3）（1）又は（2）の者から被災住宅用地を相続した者
- （4）（1）又は（2）の者から被災住宅用地を取得した三親等内の親族
- （5）（1）又は（2）の者との合併・分割によりその被災住宅用地を取得した法人

対象となる土地

次の要件をすべて満たすもの

- （1）令和 2 年 7 月豪雨を原因として、住宅が滅失された住宅用地
- （2）令和 2 年度において住宅用地の特例を受けていた土地
- （3）令和 3 年から令和 4 年までの各年 1 月 1 日現在で、家屋又は構築物の敷地となっていない土地

適用期間

令和 3 年度から令和 4 年度まで

※ただし、期間内に事業所用地等にするなど、他の目的に利用した場合は特例適用からはずれます。

申請期限

賦課年度の初日の属する年の1月31日まで

(例) 令和3年6月に被災住宅用地を相続した場合、令和4年1月31日まで

お手続き

■税務課資産税係（西間別館2階 6番窓口）

■申請に必要なもの

(1) 令和2年7月豪雨に係る被災住宅用地特例申告書

(2) その他

ア 被災住宅用地の相続人又は被災住宅用地を取得した三親等内の親族が特例の適用を受けようとする場合

戸籍謄本（写し）

イ 合併・分割によりその被災住宅用地を取得した法人が特例の適用を受けようとする場合

その法人との関係を証する法人登記簿の登記事項証明書

■お問合せ先

税務課資産税係 0966-22-2111（内線）1172

24 被災代替家屋に対する固定資産税・都市計画税の特例

税務課資産税係

令和 2 年 7 月豪雨により滅失又は損壊した家屋に代わるものとして、取得又は改築した場合は、特例措置の対象になる場合があります。

この特例は、令和 7 年 3 月 31 日までの間に、一定の被災地域内において、取得又は改築した場合には、固定資産税及び都市計画税の税額のうち被災家屋の床面積相当分を取得した年の翌年から 4 年度分を 2 分の 1 とする措置です。

対象となる方

次のいずれかに該当する方が、被災家屋の代替家屋を取得又は改築した場合

- (1) 被災家屋の所有者（当該被災家屋が共有名義の場合には、その持ち分を有するものを含む。）
- (2) 被災家屋の所有者に相続が生じたときはその相続人等
- (3) 代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族
- (4) 被災家屋の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人又は合併により設立された法人等

※被災家屋の所有者とは、令和 2 年（2020 年）7 月 4 日現在の所有者であり、災害時点で家屋を所有しておらず、災害後に新たに被災家屋を取得した場合は対象となりません。

被災家屋の要件

次の要件をすべて満たすもの

- (1) 令和 2 年 7 月豪雨により、滅失又は損壊した家屋
※原則として、り災証明書の判定が【半壊】以上であること。又は令和 2 年度の固定資産税及び都市計画税において、減免が適用される程度の被害を受けていること
- (2) 取壊し又は売却等の処分がなされていること

代替家屋の要件

次の要件を満たす家屋を取得（中古住宅を含む。）又は改築された場合に特例が適用されます。

- (1) 被災家屋に代わるものとして取得した家屋で、原則として種類（用途）又は使用目的が同一であるもの
- (2) 被災家屋を改築した場合は、改築後の価格が被災家屋以上となるもの

※固定資産税上の改築とは、建築基準法上の改築とは異なり、家屋の基礎と柱以外を全て取り替えるような、被災前への原状復旧修繕を超える、大規模な修繕などを指します。

※改築家屋については、新築家屋として固定資産税の評価を新たに受ける必要があります。

申請期限

代替家屋を取得又は改築した年の翌年の 1 月末まで

ただし、令和 2 年（2020 年）7 月 4 日から令和 7 年（2025 年）3 月 31 日までの間に取得又は改築した家屋に限る

お手続き

■税務課資産税係（西間別館 2 階 6 番窓口）

■申請に必要なもの

- (1) 震災等による被災代替家屋に係る固定資産税・都市計画税の特例申告書
- (2) 被災家屋が令和 2 年 7 月豪雨により滅失又は損壊したことを証する書面
り災証明（写し）、減免決定通知書（写し）等
※被災家屋が人吉市に所在する場合は、提出不要です。
- (3) 被災家屋の所在を証する書面
被災家屋が所在した市町村が発行する令和 2 年度固定資産税名寄帳（写し）、
課税台帳記載事項証明書（写し）等
※被災家屋が人吉市に所在する場合は、提出不要です。
※被災家屋が課税台帳に登録されていない場合は、別途被災家屋の所在を確認できる書面が必要になります。
- (4) 被災家屋の処分を確認できる書面
解体契約書（写し）、売買契約書（写し）、解体完了通知書（写し）等
※改築の場合は提出不要です。
- (5) その他
相続人等が特例の適用を受けようとする場合、その関係を証する書類。
 - ・相続人⇒戸籍謄本（写し）
 - ・被災家屋の所有者と代替家屋に同居する三親等内の親族⇒戸籍謄本（写し）及び住民票（写し）
 - ・合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人等⇒法人の登記簿謄本（写し）※必要に応じて、上記以外の書面を提出していただく場合があります。

■お問合せ先

税務課資産税係 0966-22-2111（内線）1172

25 被災代替償却資産に対する固定資産税の特例

税務課資産税係

令和2年7月豪雨により滅失又は損壊した償却資産（以下「被災償却資産」）の所有者等が、被災償却資産に代わる償却資産（以下「代替償却資産」という）を取得または改良した場合は、特例措置の対象となる場合があります。

この特例は、令和7年3月31日までの間に、一定の被災地域内において取得又は改良した場合には、取得又は改良した年の翌年から4年度分の課税標準について、価格を2分の1とする措置です。

対象となる資産

- 1 代替償却資産として取得したもので、以下の条件をすべて満たすもの
 - ・被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一であること
 - ・代替される被災償却資産は、除却等の処分がされていること
- 2 被災償却資産を復旧し、または補強等を行った場合における改良費（資本的支出）に該当するもの

※ただし、令和2年（2020年）7月4日から令和7年（2025年）3月31日までの間に取得又は改良した償却資産に限る

申請期限

代替償却資産を取得又は改良した年の翌年の1月1日から1月末まで

手続き

■税務課資産税係（西間別館2階 6番窓口）

■申請に必要なもの

- (1) 令和2年7月豪雨に係る被災代替償却資産特例申告書
- (2) 代替償却資産対照表
- (3) 被災償却資産が災害発生時に所在したことを証する書類
 - ・令和2年度償却資産税名寄帳（写し）
 - ・種類別明細書（写し）
 - ・災害発生時に被災地に所在、所有していたことを証する書類（納品書等）
- (4) 滅失又は損壊した旨を証する書類
- (5) 代替取得の場合、被災償却資産を除却処分したことがわかる書類
- (6) その他必要に応じて上記以外の書類

■お問合せ先

税務課資産税係 0966-22-2111（内線）1172

26 障がい福祉関係サービスの利用者負担の免除

福祉課障がい者支援係

被災された方で、障がい福祉関係のサービスについて利用者負担のある方に対し、利用者負担の免除を行います。

対象となる方

- ① 住家が全半壊、全半焼、準半壊の被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象となるサービス

- ・障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）
- ・障害児通所支援
- ・療養介護医療
- ・自立支援医療（更生医療・育成医療）
- ・補装具
- ・日常生活用具給付
- ・日中一時支援
- ・移動支援

免除期間

令和2年7月から令和3年12月利用分

※なお、療養介護医療、自立支援医療（更生医療・育成医療）等の医療費については、免除期間を令和2年7月から令和3年3月利用分までとします。

申請期限

令和4年3月31日

お手続き

■申請について

該当される方は、以下の書類を用意され、福祉課障がい者支援係の窓口で申請手続きをお願いします。

■申請に必要なもの

○障害福祉サービス等利用者負担額免除申請書 ※福祉課窓口にあります。

○罹災証明書の写し ※①の理由の場合必要です。

※②から⑤の理由の場合は、それぞれ必要な書類が異なりますので下記問合せ先までご連絡下さい。

■申請窓口・お問合せ先

福祉課障がい者支援係 0966-22-2111 （内線 1143・1144）

27 国民健康保険医療費の一部負担金(窓口負担)の免除・還付

保険年金課国保年金係

令和2年7月豪雨により被災された国民健康保険の被保険者(加入者)が医療機関を受診した際に支払う医療費の一部負担金(窓口負担)の免除措置は、令和3年12月31日をもって終了しました。

なお、下記免除対象期間の医療機関受診分で、一部負担金免除証明書の交付前等に支払われた一部負担金がある場合は、還付を受けることができます。

免除対象期間

令和2年7月4日から令和3年12月31日までの受診分

対象となる方

- ・住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方
- ・主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った方
- ・主たる生計維持者が行方不明である方
- ・主たる生計維持者が業務を廃止又は休止した方
- ・主たる生計維持者が失職し現在収入がない方

※市外へ転出された場合は、免除が受けられなくなる可能性があります。

●すでに支払った医療費の一部負担金(窓口負担)の還付●

還付対象となる医療費

令和2年7月4日から令和3年12月31日までの受診分で、一部負担金免除証明書の交付前に支払われた一部負担金。

※還付の対象とならないもの

- ・入院時の食事代
- ・入院時の部屋代(差額ベッド代)
- ・その他保険診療外の費用
- ・柔道整復師の施術など

お手続き

■申請窓口

保険年金課国保年金係(西間別館1階 2番窓口)

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日を除く）

■申請期限

医療機関に支払った日の翌日から2年

■必要なもの

世帯主の印鑑、預金通帳、対象者の保険証、身分証明書（顔写真付きのもの）、一部負担金の額がわかる領収書

このほか、要件に応じて、次の書類

要 件	必要書類
住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした場合	罹災証明書
主たる生計維持者が死亡した場合	死亡診断書、 警察の発行する死体検案書
主たる生計維持者が1か月以上の治療を要する重篤な傷病を負った場合	医師の診断書
主たる生計維持者が行方不明である場合	警察署に提出した行方不明届の写しなど
主たる生計維持者が業務を廃止又は休止した場合 ※現在、業務を再開している場合は対象となりません。	公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（税務署に提出する廃業届など）
主たる生計維持者が失職し現在収入がない場合	雇用保険の受給資格者証、事業主による証明書

※ 世帯主以外の方の口座を希望される場合は、委任欄への記入が必要です。世帯主の印鑑のほか、代理人の印鑑、代理人の身分証明書（顔写真付きの物）、預金通帳が必要となります。

※ 申請から還付まで、2か月以上の期間がかかることがありますので、御了承ください。

お問合せ先

保険年金課国保年金係 0966-22-2111（内線 1221）

28 後期高齢者医療費の一部負担金(窓口負担)の免除・還付

保険年金課後期高齢者医療係

令和2年7月豪雨により被災された後期高齢者医療制度の被保険者(加入者)の方が医療機関を受診した際に支払う医療費の一部負担金(窓口負担)の免除措置は、令和3年12月31日をもって終了しました。

なお、下記免除対象期間の医療機関受診分で、一部負担金免除証明書の交付前等に支払われた一部負担金がある場合は、還付を受けることができます。

免除対象期間

- ・令和2年7月4日から令和3年12月31日までの受診分

対象となる方

- ・住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方
- ・主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った方
- ・主たる生計維持者が行方不明である方
- ・主たる生計維持者が業務を廃止又は休止した方
- ・主たる生計維持者が失職して現在収入がない方

●すでに支払った後期高齢者医療費の一部負担金(窓口負担)の還付●

還付の対象となる医療費

令和2年7月4日から令和3年12月31日までの受診分で、一部負担金免除証明書の交付前に既に支払われた一部負担金

※還付の対象とならないもの

- ・入院時の食事代
- ・入院時の部屋代(差額ベッド代)
- ・あんま、はりきゅう、マッサージ、整骨院等の施術費用
- ・その他保険診療外の費用

お手続き

■申請窓口

保険年金課後期高齢者医療係

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日(祝日を除く)

■必要なもの

預金通帳、保険証、一部負担金の額がわかる領収書、免除証明書又は罹災証明書、代理人申請の場合は代理人の本人確認書類

お問合せ先

保険年金課後期高齢者医療係 0966-22-2111（内線 1225）

29 国民年金保険料の免除

保険年金課国保年金係

国民年金第1号被保険者で、令和2年7月豪雨により被災された方について、年金保険料納付が免除となる場合があります。

対象となる方

国民年金第1号被保険者で被災により住家・家財などに2分の1以上の損失があった国民年金保険料の納付が困難な方。

※保険などによる補てんがある場合はその分を控除。

免除期間

令和2年7月分から令和4年6月分まで

お手続き

■申請窓口

保険年金課国保年金係（西間別館1階 2番窓口）

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日を除く）

■申請期限

申請時点から2年1か月前までの期間

■必要なもの

- ・年金手帳
- ・罹災証明書または被災証明書（コピー可）

■お問合せ先

保険年金課国保年金係 0966-22-2111（内線 1221）

30 市税の納税の猶予

納税課納税係

令和2年7月豪雨による被害の状況により、市税の納税を猶予（分割納付）できる場合があります。

対象となる方

令和2年7月豪雨により被害にあった方

お手続き

■申請窓口・お問合せ先

納税課納税係 0966-22-2111（内線 1164）

必要なもの

- ・罹災証明書または被災証明書
- ・印鑑

3 1 各種証明書の交付手数料の免除

市民課
税務課
納税課

罹災証明書の交付を受けられた方は、手数料条例に定める証明書等の手数料が免除されます。

対象となる方

罹災証明書または被災証明書の交付を受けられた方

証明書の種類

- ① 住民票（広域交付を含む。）及び戸籍謄抄本・戸籍附票の写しの交付
- ② 印鑑登録証及び印鑑登録証明書
- ③ 所得課税証明書
- ④ 固定資産関係証明書
- ⑤ 納税証明書
- ⑥ その他、手数料条例に定める手数料

お手続き

■取扱窓口

- | | |
|-----|----------|
| ①～② | ：市民課市民係 |
| ③ | ：税務課諸税係 |
| ④ | ：税務課資産税係 |
| ⑤ | ：納税課納税係 |

■申請に必要なもの

罹災証明書または被災証明書（写しでも可）

■お問合せ先

- | | |
|----------|-----------------------|
| ◆①～②について | |
| 市民課市民係 | 0966-22-2111（内線 1211） |
| ◆③について | |
| 税務課諸税係 | 0966-22-2111（内線 1176） |
| ◆④について | |
| 税務課資産税係 | 0966-22-2111（内線 1172） |
| ◆⑤について | |
| 納税課納税係 | 0966-22-2111（内線 1164） |

32 就学援助について

教育委員会学校教育課

経済的な理由で就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な援助（給食費、学用品費等）を行う就学援助制度を設けています。

対象となる方

人吉市内に住所を有しており、次のいずれかの要件に該当する世帯（所得要件有）

- ①生活保護の停止・廃止があった世帯
- ②市民税非課税世帯
- ③個人事業税減免の世帯
- ④市町村民税減免の世帯
- ⑤固定資産税減免の世帯
- ⑥国民健康保険税免税の世帯
- ⑦国民年金保険料免除の世帯
- ⑧生活福祉資金を借りている世帯
- ⑨児童扶養手当の受給世帯
- ⑩収入が少ない、収入が不安定、長期療養や災害など特別な事情で生活が苦しく、学校費用の支払いに困っている世帯

申請期限

令和3年4月1日～令和4年2月28日

（審査で認定となった場合は、申請書提出日の翌月分からの支給となります。）

お手続き

■申請窓口

各小・中学校の事務室又は学校教育課

■申請に必要なもの

- （1）就学援助申込書
- （2）上記①～⑩の要件を確認できる書類
※令和2年7月豪雨により被災されている場合は「罹災証明書」を添付
- （3）同居の方全員の記載がある所得課税証明書

■お問合せ先

学校教育課 0966-22-2111（内線 5223） 月～金曜日（祝日除く）

【人吉市下城本町 1578 番地 1 カルチャーパレス 1 階】

3.3 「国の教育ローン」の災害特例措置

日本政策金融公庫

「国の教育ローン」について、令和2年7月豪雨により被害を受けたみなさまを対象とした「災害特例措置」を実施。

災害特例措置の内容

罹災証明書等（※1）を受けた方を対象として、次の災害特例措置を実施します。

項目	災害特例措置の内容
所得制限	子供2人以下の世帯年収（所得）上限額を990（790）万円に引き上げ
返済期間	18年以内へ延長

金利については、日本政策金融公庫にお尋ねください。

※1 罹災証明書等の原本を確認させていただきます。

■ 教育ローン その他の制度概要

貸付限度額：お子さま1人あたり350万円（自宅外通学、修業年限5年以上の大学（昼間部）、大学院、海外留学は最大450万円）

融資対象となる教育施設：高校、短大、大学・大学院、専門学校、各種学校、予備校、職業能力開発校、海外の高校、大学等

お使いみち：入学・在学のために必要となる1年間分の教育費（入学金、授業料、施設設備費、受験にかかった費用、アパート等の敷金・家賃、通学費用、教科書代、学習用品費、学生の国民年金保険料など）

保証：公益財団法人 教育資金融資保証基金

取扱期間

令和4年3月31日までの融資

お手続き

日本政策金融公庫までお問い合わせください。

教育ローンコールセンター：0570-008656

34 被災した農地等の自力復旧に対する補助

農林整備課農林整備係

令和2年7月豪雨で被災した農地・農業用施設（農業用水路、農道等）のうち、国の災害復旧事業の対象とならない40万円未満の小災害で、農家が自力で行う（行った）復旧作業に要する経費の一部を支援します。

対象となる方

- ・被災した農地の所有者又は耕作者
- ・被災した農業用施設（受益者が2戸以上であること）の受益者・管理組合

申請期間

令和3年4月5日 ～ 令和4年3月31日 ※実績報告含む

補助額

（農地）対象経費の2分の1（1箇所あたり上限20万円）

（農業用施設）対象経費3分の2（1箇所あたり上限26万6千円）

お手続き

■申請窓口

農林整備課（第2別館（スポーツパレス）2階 3番窓口）

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日除く）

■申請に必要なもの

- （1）農地等自力復旧支援事業補助金交付申請書
- （2）復旧工事費が積算できる書類（請求書、見積書、領収書など）
- （3）復旧箇所位置図
- （4）被災箇所写真（復旧前）
- （5）構成員名簿（複数人で1団体として申請する場合）

■お問合せ先

農林整備課 0966-22-2111（内線5123・5126） 月～金曜日（祝日除く）

35 被災した森林作業道の自立復旧に対する補助

追加

農林整備課林務係

令和2年7月豪雨で被災した森林作業道のうち、国庫補助事業の対象とならない森林作業道の復旧で、受益者が2戸以上おられ日常的に管理や利用がされているもので、路盤材の流出や走行性が著しく低下しているものの復旧作業に要する経費の一部を支援します。

対象となる方

- ・森林作業道復旧を行う森林組合、林業事業体、森林所有者等

申請期間

令和3年10月1日～ 令和5年3月31日 ※実績報告含む

補助額

対象経費の2分の1（1路線あたり上限31万円）

お手続き

■申請窓口

農林整備課林務係（第2別館（スポーツパレス）2階 3番窓口）

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日除く）

■申請に必要なもの

- （1）事業費の算出根拠（領収書、請求書等）
- （2）状況写真
- （3）受益者一覧表（利用者リスト）
- （4）実施場所がわかる図面（インターネット等の地図や衛星画像等也可）

■お問合せ先

農林整備課 0966-22-2111（内線5121・5122・5125）
月～金曜日（祝日除く）

36 被災文化財（指定文化財及び国登録文化財）の復旧支援

歴史文化課 歴史文化係

令和2年7月豪雨災害により被災した民間所有の文化財（指定文化財及び国登録文化財）の復旧に要する経費の一部を補助します。

対象となる方

国・県・人吉市指定文化財及び国登録文化財を民間で所有または管理する方（法人を含む）

申請期間

令和3年7月1日～ ※現在期限の設定はありませんが今後設定する可能性があります。

補助額

- 1 国指定、県指定、人吉市指定文化財
対象経費のうち所有者負担額の2分の1以内。
- 2 国登録文化財
 - (1)設計監理費 対象経費のうち所有者負担額の2分の1以内。（ただし国庫補助対象とならない場合は所有者負担額の3分の2以内。）
 - (2)工事費 対象経費のうち所有者負担額の3分の2以内。
- 3 令和2年7月豪雨災害以降に新たに指定もしくは国登録となった文化財
上に掲げる指定、登録、各々の補助率を適用。（但し指定・登録後から申請可）。
※補助率は条件により異なります。対象経費の範囲等についても個別にご確認下さい。

お手続き

■申請窓口、相談窓口

歴史文化課（カルチャーパレス仮本庁舎外側仮設プレハブ 1階窓口）

■受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

※お越しの際は、あらかじめ問い合わせ先までご連絡ください。

■申請に必要なもの

- (1) 補助金交付申請書及びその他添付書類 ※所定様式あり
- (2) 実施設計書及び設計図(写)、工事請負契約書・見積書(写)、配置図、施工前写真
- (3) 申請者が団体の場合は代表者の印鑑

■お問合せ先

歴史文化課 0966-22-2324（直通） 月～金曜日（祝日除く）

令和2年7月豪雨災害により被災した地域、集落におけるコミュニティの場として長年利用されてきた施設や地域の祭り等に使用する用具等の再建に要する経費の一部を補助します。

【補助の事例】

施設：神社、お堂、祠やその中にまつられている神仏の修理等の復旧費。

用具：みこし、太鼓、衣装など地域の行事等に使う用具等。（ただし単価が3万円以上のもの。）

対象となる方

対象施設や用具等を管理する集落又は自治会（町内会等）

申請期間

令和3年7月1日～ ※現在期限の設定はありませんが今後設定する可能性があります。

補助額

補助対象経費の2分の1以内。（ただし施設は1,000万円、用具は1件につき100万円を限度とする。）

※このほか補助対象の条件や対象経費の範囲等については設定があります。詳細は個別にご確認下さい。

お手続き

■申請窓口、相談窓口

歴史文化課（カルチャーパレス仮本庁舎外側仮設プレハブ 1階窓口）

■受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

※お越しの際は、あらかじめ問い合わせ先までご連絡ください。

■申請に必要なもの

- （1）補助金交付申請書その他添付書類 ※所定様式あり
- （2）その他市長が必要と認める書類（見積書等の金額の根拠となる書類、写真等）
- （3）申請団体代表者の印鑑

■お問合せ先

歴史文化課 0966-22-2324（直通） 月～金曜日（祝日除く）

38 消費生活相談

市民課くらし安心相談係（人吉市消費生活センター）

令和2年7月豪雨に伴い、賃貸アパートからの退去、家屋修理工事等その他の事業者とのトラブルや不審な電話・訪問などに関するご相談を受け付けています。

相談窓口

- 人吉市消費生活センター（市民課くらし安心相談係）
0966-22-2111（内線 1215・1216）
（月～金曜日（祝日を除く）：午前8時30分～午後5時）
※人吉市消費生活センターでは、消費生活相談以外の相談も受け付けています。どこに相談していいかわからないお困りごとがありましたら、ひとりで悩まず、なんでもご相談ください。
- 消費者ホットライン
局番なしの188番（原則毎日 ※土日祝日含む）

39 こころの健康相談

保健センター

令和2年7月豪雨で、被害にあわれた方や不幸にして亡くなられた方に近い方々にも、様々な心の不調がでることがあります。

以下の電話番号でご相談を受け付けております。

電話相談窓口

人吉市保健センター

0966-24-8010 （月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時）

熊本県精神保健福祉センター

096-386-1161 （月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後4時）

■その他の電話相談窓口

・熊本こころの電話

096-285-6688 （年中無休：午前11時～午後6時30分）

・熊本いのちの電話

096-353-4343 （年中無休：24時間）

0120-783-556

（毎日（ただし毎月10日除く）：16時～21時）※R4.3.31まで

（毎月10日：午前8時～翌日午前8時）

・よりそいホットライン

0120-279-338 （年中無休：24時間）

40 被災者支援無料法律相談窓口

市民課くらし安心相談係（人吉市消費生活センター）

熊本県弁護士会において、令和2年7月豪雨で被災された市民の皆様が抱えている悩み解決を支援するために、無料法律相談窓口が設置されています。

■相談の具体例

- ・ローンが残った住宅や車が被災し、その修繕や建設のためのローン問題
- ・賃貸マンション、アパートが被災したことによる退去に関するトラブル
- ・被災した住宅の片付けや修繕等に関する契約トラブル

対象となる方

人吉市及び球磨郡にお住まいの方

受付窓口

市役所市民課くらし安心相談係（人吉市消費生活センター）

相談会場

人吉市消費生活センター（市役所西間別館2階 市民課くらし安心相談係）

■相談日

毎月第2・第4火曜日（祝日除く）（令和4年3月22日までの予定）

■時間

午後1時から午後4時まで ※ 相談時間は、1人25分です。

相談方法

熊本県弁護士会に所属する会員弁護士が面談によりお答えします。（予約制）

※下記の電話番号へ電話で予約してください。

※当日、空きがある場合は、予約なしでも相談を受けられる場合があります。

電話番号 0966-22-2111（内線1215・1216）

【月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時】

〒868-8601

熊本県人吉市下城本町 1578 番地 1
人吉市カルチャーパレス 2階

人吉市復興局復興支援課まちづくり推進係

TEL : 0966-22-2111

E-mail : fukkousien@hitoyoshi.kumamoto.jp